

マイナンバー（個人番号）の届出に関するお願い

2016年1月1日より番号法（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）に基づき、投資信託口座の開設等をはじめとした一部取引の際には、マイナンバー（個人番号）の届出をいただいておりますが、関連法の改正を受けて、2018年1月1日より預金口座の開設等の取引においてもマイナンバー（個人番号）の届出をお願いすることとなりました。

これは、銀行が法令にもとづき、預貯金の円滑な払い戻しを行う場合や、これまでも行われてきた行政機関などによる税務調査や生活保護などの資産調査への回答を行うために利用することを目的に、預貯金口座に係るお客さまの情報とマイナンバー（個人番号）を紐付けて管理すること（いわゆる「預貯金口座付番」）が義務付けられたことによるものです。

お届けいただきましたマイナンバー（個人番号）は、法令に則り安全かつ適切に取扱いいたします。

マイナンバー（個人番号）をお届けいただく際には、番号法における本人確認書類のご提示が必要となります。詳しくは裏面をご覧ください。

お客さまにはお手数をおかけしますが、何卒趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

従来から引き続きマイナンバーの届出が必要な主な取引

- 投資信託口座（特定口座、NISA口座）の開設 等
※2016年1月1日時点で投資信託口座（特定口座、NISA口座）を開設済みのお客さまは2018年12月末までに届出が必要です。
- マル優制度の利用申告 等
- 上記取引に関わる住所等の届出内容の変更 等（異動申請）

新たにマイナンバーの届出をお願いする取引

- 2018年1月1日以降の預金口座の開設 等

2018年1月1日現在

<マイナンバー（個人番号）を届出いただく際に必要となる書類>


番号法における本人確認書類（番号確認書類 + 身元確認書類）

番号法における本人確認書類	
番号確認書類 (以下のいずれか1点)	身元確認書類 (以下のいずれか)
●マイナンバーカード（番号確認書類と身元確認書類を兼ねることができます）	
店頭 ●通知カード ●個人番号が記載された住民票の写し ●個人番号が記載された住民票記載事項証明書	●顔写真付きの確認書類 以下のうち1点 運転免許証、運転経歴証明書（*）、 旅券（パスポート）、身体障害者手帳、 療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 ●顔写真のない確認書類 以下のうち2点 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、 特別児童扶養手当証書、 住民票の写し・住民票記載事項証明書
郵送 ●上記のコピー （ただし、住民票の写し、 住民票記載事項証明書 の場合は原本に限る）	●上記のコピー （ただし、住民票の写し、住民票記載事項証明書 の場合は原本に限る）

書類に有効期限がある場合は、有効期限内のものをご用意ください。

（*）2012年4月1日以降交付されたものに限りです。

ご不明な点は、あおぞら銀行窓口または、下記あおぞらホームコールにお気軽にお問い合わせください。

あおぞらホームコール  0120-250-399
 9：00～19：00（土・日・祝日、年末年始を除く）